

[資料]

マレーシアとシンガポールにみる 婚姻法の発展

村 井 衡 平

ここに紹介する論文は、イングランドのウインザーにあるカンバーランド・ロッジにおいて1970年4月17日より19日まで開催された「イギリス連邦家族法会議」(The Conference of the Marriage Laws of the Commonwealth)で、マラヤ大学のアフマド・イブラヒーム(Ahmad Ibrahim)教授によって公表されたものであり、Malaya Law Review. vol.12. No.2. 1970.pp.257-276 に掲載されている。(ここでは註を省いて紹介する)。

第2次世界大戦の終了後、1957年8月31日にイギリス領マラヤは、四連合州(ペラク、セランゴール、ヌグリ=スンブラン、バハン)、五非連合州(プルリス、ケダ、ケランタン、トレンガヌ、ジョホール)とマカツカおよびペナンが1つの政治組織として「マラヤ連邦」(Malayan Union)を結成するにいたり、シンガポールもその1員としてイギリスの直轄植民地となった。その後、1963年9月16日にいたり、マラヤはイギリス領北ボルネオ(サラワク、サバ)とともに「マレーシア連邦」(the Federation of Malaysia)を組織したが、1965年8月9日にはシンガポールが連邦より分離し、シンガポール共和国として独立した。もとのマラヤ連邦は西マレーシアと改名され、サラワクおよびサバの両州は東マレーシアとよばれることになった。

この地方の人口は、シンガポールを別とすれば、マレー人、中国人、インド人、(パキスタンおよびセイロンを含む)、ヨーロッパとアジアの

混血、土着住民、ヨーロッパ系の人々で構成され、このうちマレー人が全体の50%、中国人が40%を占めている。また、宗教的にはイスラム教、ヒンズー教、仏教、キリスト教を信仰しており、また法律の面ではイギリス法を基本としながら、イスラム法、中国法、ヒンズー教、慣習法などによって修正をうけていて、多彩にわたっている。

筆者はさきに神戸学院法学第21巻3号および等22巻3・4号において、「シンガポールの離婚法」を紹介したが、本稿では、1950年代から1970年代にかけてのマレーシアおよびシンガポールにおける婚姻法の発展の状況が詳しく述べられており、参考になることが多い。

1959年にシンガポールにおいて、人民行動党 (the People's Action Party) が政権を獲得したとき、党は最初にいくつかの目標を設定しており、それらの中で、家族法の改正と女性に対する差別の撤廃を重視していた。1961年の女性憲章 (The Women's Charter) は、党の計画を実施するために提出され、1961年9月15日に施行された。かくして得られた経験の結果として、法律を施行するに当たってのいくつかの困難を取り除き、さらに法律を自由化するために、1967年に女性憲章の改正が行われ、「女性憲章(改正)法」——the Women's Charter (Amendment) Act——が制定された。イスラム教徒についていえば、「イスラム法の適用に関する法律」——the law relating to the Administration of the Muslim Law——は改正され、1966年の「イスラム法適用法典」——the Administration of Muslim Law Act——に統合され、1968年7月1日より施行された。これと対照的に、マレーシアにおける非イスラム教徒の婚姻に関する法律には、立法による変更は何もなかった。もっとも、裁判所において多数の重要な判決が言渡され、それらが原因となって、政府は家族法における変化を検討するための王立委員会を任命することになった。この委員会はマラヤの首席裁判官によって司会され、他に4名の委員がいるが、その中の3名は女性である。しかしながら、イ

196 (876)

スラム法の適用に関するいくつかの州の立法が行われた。イスラムの宗教および法律は、マラヤ連邦 (the Federation of Malaya) の中での州も問題である。

1961年の女性憲章は、シンガポールにおいて、「とくに一夫一婦婚およびかかる婚姻の挙式および登録を規定する法律」——an ordinance to provide inter alia for monogamous marriages and for the solemnization and registration of such marriages——という長い標題がつけられている。一夫多妻婚は、イスラム教徒を例外として、将来に向って廃止された。このことは、憲章の第4条に次のように規定されている。

第4条(1) 憲章が施行される日において、1人または複数の配偶者のいずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで合法的に婚姻しているすべての人は、婚姻が継続する間、配偶者以外の誰れとも、いずれの法律、宗教、慣習または習俗のもとでも、有効に婚姻を締結することはできないものとされる。

(2) 憲章が施行される日において、いずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで、1人または複数の配偶者と有効に婚姻しており、かつ、その後、1人またはすべての配偶者との婚姻を取り止めたすべての人は、彼がその後再び婚姻するとき、婚姻が継続する限り、いずれの法律、宗教、慣習または習俗のもとでも、他の誰れとも有効に婚姻を締結することはできないものとされる。

(3) 憲章が施行される日において、未婚であり、かつ、その日以降に、いずれかの法律、宗教、慣習、または習俗のもとで婚姻する人は、婚姻が継続する限り、いずれの法律、宗教、慣習または習俗のもとでも、他の誰れとも有効に婚姻を締結することはできないものとされる。その結果として、現存する一夫多妻婚は承認される一方で、将来に向って、一夫多妻婚は締結されないであろう。憲章の第4条の規定に違反するすべての婚姻は、無効と宣言される。いずれかの法律、宗教、慣習ま

たは習俗のもとで合法的に婚姻した人は、婚姻中に、憲章の第4条の規定に違反する法律、宗教、慣習または習俗のもとで婚姻を締結しようとするとき、場合に応じて、刑法典の第494条の意味において、夫または妻の生存中に婚姻する罪を犯すものともなされるものとする。

1961年の女性憲章の第4条の規定は、イスラム教徒の婚姻の登録に関して規定するイスラム法、シンガポールまたはマラヤ連邦の制定法のもとで婚姻した人または挙式もしくは登録された婚姻に適用しない。しかし、ある人が憲章が施行される日以前に、イスラム法以外のいずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで有効に婚姻するとき、(彼の婚姻が憲章の規定のもとで登録されると仮定するとき) または婚姻は一夫一婦である旨を定めるか、それを予期している法律の規定のもとで婚姻するとき、彼はイスラム法のもとでさえも、再婚できないであろう。その効果として、ある人が憲章の施行される以前に、たとえば中国の慣習のもとで婚姻していたか、または憲章の規定のもとで婚姻したならば、彼は、かかる最初の婚姻が継続している間、イスラム教徒となることによって、イスラム法のもとで有効な婚姻を締結することはできないであろう。Reid v, Attorney-General Ceylon(1965) 事件の判決は、それゆえ、シンガポールにおいて適用されない。

女性憲章には、憲章のもとでの婚姻の挙式について、規定が設けられている。婚姻しようと思う人は、婚姻登録官 (Registrar) に通知し、婚姻許可書を得ることが要求され、許可証は通知の日から21日後で、3カ月を経過する以前に、いつでも与えられることができる。シンガポールにおける婚姻の最低年齢は18才であるが、所管大臣 (minister) は彼の裁量にもとづいて、18才未満の女性の婚姻を許可する証明書 (certificate) を付与することができる。婚姻登録官は、婚姻証明書を発行する前に

(a) 当事者の一方が、証明書の付与に先立ち、少なくとも15日間、シンガポールに居住していたこと。

(b) 当事者各自が21才以上であること、または21才以上でなければ、

場合に依じて、男やもめか未亡人であること、または当事者の一方が以前に婚姻していない未成年であるときは、親または後見人の同意が与えられたか、免除されたこと。

(c) 当事者双方とも18才未満でないこと、

(d) 婚姻のための法的障壁がないこと、

(e) 婚姻を望む当事者双方が、いかなる法律、宗教、慣習または習俗のもとでも、婚姻しようと申し込んでいる人以外の誰れとも婚姻していないこと。

について証明する必要がある。

婚姻証明書入手する代わりに、当事者は所管大臣より婚姻許可書を得ることができる。大臣はこの方法により、通知に関する要件を免除し、かつ、適切な場合には18才未満の少女の婚姻を許可することができる。婚姻証明書入手したとき、婚姻は当事者が選定するどのような方法でも、婚姻登録官の面前、教会、寺院または慣習上の儀式に従い、挙式されることができる。婚姻は、婚姻の挙式に許可書を与えたいずれの人によっても挙式されることができ、多数の人々はそのように許可されてきた。それゆえ、婚姻はどのような宗教、慣習または習俗に従っても挙式されることが可能であり、“挙式”という言葉は、婚姻当事者の双方または一方の法律、宗教、慣習または習俗に従って婚姻を継続することも含むものと定義されてきた。中国の慣習による婚姻が有効であるための要件として、シンガポールにおける法律は、単に、合意による婚姻を要求するにすぎず、挙式、形式的な契約および婚姻の評判などは、単なる証拠にすぎない (Re Lee Siew Kow, 事件, 1952)。Isac Penhas v. Tan Swee Eng (1953) 事件において、ユダヤ人と非キリスト教徒である中国人との間の修正された中国の形式による婚姻は、両当事者がそれによって有効な婚姻を締結することを意図していたがゆえに、コン・ローにより有効であったと判示された。

婚姻証明書または婚姻許可書が婚姻を挙式する人に交付されない限り、

婚姻は挙式されないものとする旨が規定されている。すべての婚姻は、少くとも2人の信頼できる証人の前で挙式されるものとする。憲章のもとで、婚姻を挙式する人が、婚姻当事者双方が自由に婚姻に同意していることに満足しない限り、婚姻は挙式されることができない。女性憲章のもとで挙式されるすべての婚姻は、登録官または代理登録官によって登録されることが要求され、かかる婚姻の中央登録所が維持される。

当事者双方がイスラム教徒である婚姻は、女性憲章のもとで挙式または登録されないと規定されている。イスラム教徒間の婚姻は、1966年の「イスラム法適用法典」——the Administration of Muslim Law Act——のもとで挙式または登録される。この点に関する法律の規定は、当事者の一方または双方がイスラム教徒であることを認めており、しかもイスラム法に従って挙式される婚姻に適用される。この法律のもとで、婚姻最低年齢は16才である。しかし、特別の場合には、裁判官 (Kathi) に、16才未満であるが性的成熟に達している少女の婚姻の挙式をする権限が与えられる。婚姻を望む人々は定められた形式で申請することが要求される。少女の婚姻について後見人 (wali) が同意すれば、婚姻は裁判官または後見人自身によって挙式されることができ。しかし、女性に後見人がいないか、後見人が婚姻に同意しないとき、婚姻は裁判官のみによって挙式されることができ、彼はそうする前に、イスラム法に従って婚姻になんら法律上の障碍のないことを自分で調査し、満足することが要求される。婚姻を望む男性がすでに、意図されている婚姻の他方当事者以外の誰れかと婚姻しているとき、婚姻は挙式されない。ただし、裁判官によるか、裁判官の書面による同意があるときは、この限りでない。かかる婚姻を挙式するか、彼の書面による同意を与える前に、裁判官は婚姻になんら法律上の障碍のないことを自分で調査し、満足することが要求される。

婚姻、離婚、後見、扶養、養子縁組に関する人事法 (personal Law) および一般的な家族法はマラヤ連邦の当初の憲法の連邦リスト (Federal

マレーシアとシンガポールにみる婚姻法の発展

List) の中に含まれていたが、現在ではボルネオ州のための併存リスト (Concurrent List) の中に含まれている。それゆえ、マレーシアにおいては、3組の法律が考慮されるべきである。以前のマラヤ連邦（現在の西マレーシア）の法律、サバ (sabah) およびサラワク (sarawak) の法律がそれである。法律によって扱われる4種類の婚姻が存在する。イスラム教徒の婚姻、民事婚、キリスト教徒の婚姻および慣習による婚姻である。

イスラム教徒の婚姻は各州の立法によって取扱われる。これらは婚姻の挙式および登録について規定し、また適用される法律は一般的にはシャーフイーイ学派 (Shafii School of Law) の法律である。婚姻の登録は強制的なものであり、いくつかの州の立法では、婚姻は当事者双方の同意がなければ無効であると規定している。婚姻の最低年齢はないが、幼児婚はまれである。それというのも、シャーフイーイ学派の法律のもとで、性的成熟に達した少女のみが、彼女の婚姻後見人により婚姻することができるからである。一般的に一夫多妻について、制定法上の制約はないけれども、いくつかの州では、男性はすでに婚姻しているとき、彼は婚姻の申込に際してこのことを宣言しなければならないであろうし、また婚姻はそのとき、婚姻に対する合法的な障碍は何も存在しないことを彼自身で満足のいくまで調査する裁判官によってのみ、挙式されることができる。サバ州において、1959年の「婚姻法」(the Marriage Ordinance) はイスラム教徒に適用される。これによれば、どのような制定法または慣習にかかわらず、男性の場合には16才未満の人、または女性の場合には14才未満の人のどの婚姻も無効であると規定している。法律はまた、婚姻を挙式する人および証人は、婚姻当事者が自由に婚姻についての彼等の同意を表明したことを確認し、記録するものとする規定している。

西マレーシアにおける民事婚姻 (civil marriage) は、1952年の「民事婚姻法」(the Civil Marriage Ordinance) に規定されている。それ

によれば、当事者の一方がイスラム教を信仰するいかなる婚姻も、挙式または登録されないと規定している。婚姻の最低年齢は男性が16才、女性が14才である。婚姻の申請は登録官に対して行われる。登録官は、当事者または後見人（当事者の一方が未成年のとき）の同意が与えられたか、または免除されたこと、婚姻に対する合法的な障碍は何もないこと、また当事者双方とも、婚姻を意図している人以外の誰れとも、いかなる法律、宗教、慣習または習俗のもとでも婚姻していないことについて満足を得るとき、婚姻のための証明書を発行するであろう。婚姻証明書の代わりに、当事者は州当局の許可を得ることもできる。婚姻は婚姻登録官によって挙式され、彼は婚姻を登録することが要求される。法律によれば、法律のもとで挙式することを意図しているいかなる婚姻も、婚姻の日に当事者の一方が他方以外の人と、いずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで婚姻していたとき、無効とされると規定している。法律の規定に従って婚姻した人は、婚姻が継続している限り、他の第三者と有効に婚姻を締結することはできないものとされる。

西マレーシアにおけるキリスト教徒の婚姻は、1956年の「キリスト教徒婚姻法」(the Christian Marriage Ordinance) に規定されている。いずれか一方がキリスト教徒である人々の間のすべての婚姻は、この法律または1952年の「民事婚姻法」の規定に従って挙式され、これらによらずに挙式されたすべての婚姻は無効とされる。しかしながら、Re Loh Toh Met (1961) 事件において、以前の「キリスト教徒婚姻法」(この規定は1965年のキリスト教徒婚姻法の中に再立法化された) は、一夫一婦婚の挙式の形式のみに関しており、また中国人でさえ、彼がキリスト教徒であれば、彼がキリスト教徒として有効な一夫一婦婚を締結するか、または彼の人事法に従って有効な一夫多妻の婚姻を締結するか、選択することができることと判示された。キリスト教徒の婚姻の挙式および登録に関する規定は、民事婚姻に適用されるそれによく似ている。ただし、婚姻最低年齢未満の当事者の婚姻が、特別な教会、宗教または団体の規則

(canons) の権威のもとで発行される許可書によって許可されることができ、さらに婚姻の挙式以前に、婚姻予告 (banns) の公告または婚姻の通知の実行に関する規則の規定を満しているときは、この限りでない。さらに、いかなる婚姻も、当事者の一方が婚姻の日に、他方当事者以外の誰れかと、いずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで婚姻しており、かかる婚姻が連邦において当事者に適用される法則のもとで、既存の婚姻を理由に不法なものであるとき、無効になると規定している。婚姻は、婚姻を挙式することを宗派の規則によって許可された祭司 (priest)、牧師 (clergyman)、宣教師 (minister) またはその他の人によって挙式される。

Martin v, Umi Kelson (1963) 事件において、マレーシアのセラングール (Selangor) で、そこに居住するイスラム教徒の女性とイギリスに居住する男性の間で婚姻が挙式された。婚姻は、イスラム法によれば、女性はイスラム教徒でなければできないにかかわらず、「キリスト教徒婚姻法」(the Christian Marriage Enactment) のもとで、婚姻登録官の面前で挙式された。

裁判所は、この婚姻がイギリスで挙式されたならば有効であったという理由で、有効と判示した。この事件がまちがいに判断されたものかどうか、疑わしい。Public Prosecutor v, White (1940) 事件において、キリスト教の一夫一婦の婚姻形式をとった人は、たとえその後イスラム教に改宗しても、他の女性と法律上で認められている婚姻の形式をとることはできないと判示された。この判決に Attorney-General v. Reid (1965) 事件が従ったかどうかは疑わしい。この事件で枢密院は、事実上キリスト教徒であった人は、イスラム教に改宗すれば、たとえ彼がすでに一夫一婦制で婚姻していても、有効に一夫多妻の婚姻を締結することができるかと判示した。

サラワクにおいて、教会婚および民事婚は「教会・民事婚法」(the Church and Civil Marriage Ordinance) によって規定されている。

法律の規定は、西マレーシアの「キリスト教徒婚姻法」のそれとよく似ている。婚姻の最低年齢は、しかしながら、14才である。法律のもとで、婚姻はキリスト教徒である宗教大臣 (minister of religion) または婚姻登録官の面前で挙式されることができる。婚姻は、婚姻を意図して当事者のいずれも第三者と有効に存在する婚姻に拘束されていないときのみ、「教会・民事婚法」のもとで有効に締結することができる。法律のもとでの婚姻は一夫一婦である。Lopez v, Sockalingan (1947) 事件において、彼自身の人事法 (personal law) たとえば、サラワク の法律によって認められたヒンズー法に従ってすでに有効に婚姻している人は、「教会・民事婚法」のもとで有効な婚姻を締結することができないと判示された。

サバにおいて、「キリスト教徒婚姻法」(the Christian Marriage Ordinance) がキリスト教徒の婚姻を規定しており、法律の規定はこれもまた西マレーシアの「キリスト教徒婚姻法」のそれとよく似ている。キリスト教徒婚姻法には、当事者の一方がかかる婚姻の日にすでに婚姻しているとき、法律のもとで婚姻の挙式を禁止する明示の規定は存在しないけれども、婚姻しようとする人が、法律のもとで婚姻の存在中に再婚することは、刑法典第494条のもとで有罪であると規定されている。法律のもとでの婚姻は、許可された教会の牧師または宗教大臣もしくは婚姻登録官によって挙式されることができる。サバはまた1959年の「婚姻法」(the Marriage Ordinance) をもっており、法律中に多くの変更を行った。男性が16才未満のとき、または女性が14才未満のとき、婚姻は無効とされると規定されている。婚姻が挙式または締結されるとき、挙式する人または当事者の一方に適用されることができる慣習法により、公務員または特別に資格を与えられた証人の面前で締結されなければならないとき、かかる人には、婚姻当事者の双方が自由に彼等の同意を表示したことを確認し、記録する義務が課せられる。

中国の慣習またはヒンズー法のもとでの婚姻は、西マレーシアにおい
204 (884)

て認められている。西マレーシアにおいて認められる中国の慣習法のもとで、婚姻は合意によって成立し、夫婦としての結合を形成する共同の意思にもとづいている。法律は単に合意による婚姻を要求するにすぎず、儀式、形式的な契約および婚姻の評判は証拠にすぎず、本質的なものではない (Re yeow kim kee's Estate. 1949. 事件)。中国人に関する人事法は人種にもとづくものであり、裁判所は実際に中国民衆の間に一般的であるか、または一般的と考えられる慣習を裁判上で承認してきた。(Dorothy Yee Yeng Nam v. Lee Fah Kooi. 1956. 事件)。中国の慣習による婚姻は一夫多妻として認められ、中国人は彼がキリスト教徒であれば、キリスト教徒として有効な一夫一婦の婚姻を締結することを望むか、または彼の人事法に従って有効な一夫多妻の結合を形成するか、どちらでも選択することができる。(Re Loh Toh Met. 1961年. 事件)。

In Re Ding Co Ca (1966) 事件において、「キリスト教徒婚姻条例」(the Christian Marriage Enactment) の中には、条例のもとで婚姻した中国人が、その後、最初の婚姻が存在する間に中国の慣習のもとで婚姻を締結したことを阻止する何物もないと判示した。

西マレーシアにおいて、ヒンズー教および他の慣習の形式による婚姻が認められている。In Chua Min Nee v. Palamappan (1967) 事件において、中国人仏教徒である上訴人は、日本のマラヤ占領中にマラッカの寺院において、ヒンズー教徒である故 Nattakotlai Chettiar とヒンズー教の儀式により婚姻したと主張した。婚姻後、彼等はマラッカに夫婦として共同生活をしてきた。事実審裁判官は、ヒンズー教の婚姻の儀式のある重要な事項が実行されていなかったため、有効なヒンズー教の婚姻は存在しなかったとの見解を表明した。上訴により、連邦裁判官は、死亡したのがヒンズー教徒であり、上訴人が中国仏教徒であったから、彼等間の婚姻を支配する法律はヒンズー教ではなく、1963年のマラッカの法律であると判示した。裁判所は、ヒンズー教の慣習に従って

婚姻が行われ、しかも不完全な婚姻儀式であったけれども、日本による占領中に行われたことを理由にして婚姻の効力に影響を及ぼすことはないと判示した。婚姻のとき、故人はインドに妻をもっていたけれども、そのとき、ヒンズー教の法律および慣習は一夫多妻婚を認めており、最初の妻の同意は、たとえ婚姻が有効であるために欠くことができないとしても、事件の事情によれば、推測することができた。

1952年の「婚姻登録法」(the Registration of Marriage Ordinance)によれば、西マレーシアにおいて挙式または締結された婚姻の当事者は、当事者の一方が婚姻のときにキリスト教徒またはイスラム教徒であると告白した婚姻を除いて、婚姻を登録してもらうことができる。法律はまた、西マレーシア以外の地で挙式または締結された婚姻の当事者が婚姻の登録を請求することを許している。彼が告白するか、妻と彼が婚姻するに当って告白した宗教の制度に従い、または当事者の双方もしくは一方に適用される法律もしくはは法律の効力をもつ慣習により、一度に2人以上の妻をもつことを阻止される男性(現に妻をもっている)が、彼自身と他の女性または少女との婚姻の登録を得たり、得ようと企てるときは、刑法典第494条のもとで処罰される責を負うと規定されている。しかしながら、当事者に適用される法律または慣習が一夫多妻を許すとき、男性は2人以上の妻と婚姻することが可能であり、法律は一夫多妻を有効な婚姻と認める。

サラワクにおいて、「中国人婚姻法」(the Chinese Marriage Ordinance)は、確証された中国の法律または慣習に従いながら、婚姻の統制と登録について規定している。サラワクにおいて締結された中国人の婚姻は、法律のもとで登録されなければ効力がないけれども、登録官の裁判所は当事者の一方または利害関係人による請求にもとづいて、それが他の点では確証された中国の法律または慣習により有効であると満足すれば、婚姻は有効であり、登録されるべきことを宣言することができる。登録官は、確証された中国の法律または慣習によって要求される儀

マレーシアとシンガポールにみる婚姻法の発展

式が適切に行われ、婚姻がかかる法律または慣習に従って有効であると満足するまで、中国人の婚姻は登録しないものとする。そして、普通の場合、彼は、当事者双方が出頭し、登録に同意するときのみ、婚姻を登録することができる。法律はまた、中国人の婚姻は女性がイギリスの計算により15才に達するまで、登録されないし、有効でもないと規定している。サラワクにおいては、原住民の慣習による儀式に従って挙式されたならば認められるとする婚姻のための規定がある。婚姻および婚約違反に関しては念入りな規定があるが、婚姻は通常、同居および部族の長 (tribal chief) への報告によって成立する。

サバにおいて、中国人の婚姻を含む慣習上の婚姻が認められているが、かかる婚姻は、婚姻の最低年齢および当事者の同意に関して、1959年の「婚姻法」(the Marriage Ordinance) の規定に従うことになる。法律はまた、婚姻の登録に関して他の制定法に規定がある場合を除いて、法律または慣習により、婚姻に出席するか、婚姻を立証する人、またはかかる法律もしくは慣習のもとでかかる行動をする資格のある人は、婚姻の詳細を記録し、その内容を婚姻法登録官に廻送する義務を負わされる。ドスン族(北ボルネオ)の慣習のもとで、婚姻が有効であるために必要とされる宗教的な形式または儀式は何も存在しないし、また婚姻は通常、同居と部族の長への報告によって成立する。

シンガポールにおいて。1961年の女性憲章によれば、憲章が施行された後に、シンガポールで挙式されるすべての婚姻は、憲章の規定のもとで無効である婚姻を除いて、

- ① 当事者の一方の死亡により、または
- ② 適当な管轄権のある裁判所の命令により
- ③ 適当な管轄権のある裁判所によってなされる、婚姻は無効である (null and void) との宣言により

解消されるまで継続するものとする。

この規定は、婚姻がそれにもとづいて挙式された法律、宗教、慣習ま

たは習俗のもとで有効であるとき、憲章が施行される以前にいずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで挙式されたすべての婚姻に拡大された。しかしながら、イスラム法のもとで婚姻した人には適用されない。実際、それゆえに婚姻（イスラム教徒の婚姻以外の）は、死亡または裁判所の判決によってのみ解消されることができる。離婚に関する慣習上の形式は、シンガポールにおいて、もはや認められない。

1961年に憲章がはじめて制定されたとき、離婚原因は、それによって廃止された離婚法（the Divorce Ordinance）のものと同じであった。姦通、遺棄、虐待および精神病である。しかしながら、妻は、彼女の夫が婚姻以降、強姦、男色または獣姦の罪を犯したという付加的な原因によって離婚の訴を提起することができたし、さらに重要なこととして、妻は、彼女の夫が離婚の挙式以降、他の女性と婚姻を完成させていたことを理由に訴を提起する権利を与えられた。かくして、実際に Hyde v. Hyde（1866）事件においてペンザンス卿が指摘したように、憲章は“犯罪のないところに救済を与えた”。1961年の女性憲章は、1967年に、離婚原因をさらに付加することによって、改正された。すなわち、訴の提起の直前、少くとも7年の間、被告が原告と別居しており、事情に応じて、彼または彼女と和諧できそうもないことがそれである。この規定はシンガポールに、婚姻上の非行を証拠にするよりも、婚姻が破綻したことを根拠にして離婚を認めることを導入した。しかし、この破綻原理は通常の有責原因と並んで作用する。もちろん、そこには、婚姻上の非行を基礎とする体系に導入された破綻原理が非行をわざとらしく考慮するのに苦しめられる危険が存在する。Govinden v. Govinden（1969）事件において、シンガポールの高等法院は、夫と7年間別居していたことを理由として訴を提起した原告は、別居が彼女の夫の姦通によって引き起されたことを立証する必要があると判示した。しかしながら、Moses v. Moses（1968）事件において、裁判所は、訴を提起する直前の少くとも7年間、妻が夫と別居しており、和諧の可能性のない

マレーシアとシンガポールにみる婚姻法の発展

ことを理由とする離婚の訴に対し、原告の側の非行の問題は全く関連がないと判示した。この事件において、原告は被告と和諧すべく努力したことを示すべきであると論議されたが、しかしウインスウー判事は、原告の側が和諧を達成すべく努力することを怠ったり、または拒絶することは、訴に対する合理的な答弁として主張されることはできないと判示した。彼によれば、“この改正は、当事者が少くとも7年間別居したのち、婚姻の絆が嫌悪された足かせ以外の何物でもなくなっているとき、この絆が切斷されるのが公の利益に合致する”という。

Seah Cheng Huah v. Lau Biau Chin (1969) 事件において、夫は2つの理由にもとづいて離婚の訴を提起した。すなわち、①妻は彼を理由もなしに1962年7月28日から少くとも3年間、訴を提起する直前まで遺棄したこと、②訴を提起する直前、妻は少くとも7年間、彼と別居しており、和諧することは考えられない。妻は1958年10月以来、彼と別居していたというのである。博学な事実審裁判官によれば、夫は妻の法定遺棄 (constructive desertion) を立証する責任を免れることはできないと判示し、したがって、訴は第一の理由では棄却された。第2の理由について、裁判官は、当事者が1958年より1962年まで (夫はその間の大部分を医学の勉強のためにダブリンにいた)、肉体的に別居していたけれども、いずれの側にも彼等の同居を終らせる意思は存在しなかったと判示した。裁判官はさらに、夫がシンガポールに帰来することについて当事者間に争いがあり、妻は夫にダブリンに帰るよう告げた。1962年7月28日以前のいかなる時期にも、当事者は別居を開始してはいなかったと判示した。この事件において、裁判官が妻には“ショックをうけ心痛している状況の最中に、夫にダブリンに帰るよう告げ”，夫がそうしたとき、妻に法定遺棄の責任はなかったと判断したが、それにもかかわらず、裁判官は当事者がその時から別居を開始したと判示する準備をしていた。事件が最初に審理されたとき、少くとも7年間の別居という理由による訴は1969年7月16日に棄却されたが、まもなく妻はその理由

にもとづく訴を更新し、離婚判決が言渡された。

1967年の「女性憲章改正法」〔the Women's Charter (Amendment) Act〕により、離婚法に重要な改正が行われた。共謀は裁量的な請求棄却事由となり、絶対的なものではなくなった。いちど姦通が宥恕される時、もはや復活されることはない。妻による婚姻上の非行ののち、夫が夫婦としての同居を回復または継続するとき、夫に不利に反論できない宥恕の推定が生じる。また、規定によれば、同居することが必然的に姦通または遺棄を宥恕したり、遺棄の終了をきたすことなしに、和諧を目的として3カ月を越えない期間、同居を継続または回復することを許している。また、夫婦双方には、かかる同居が必然的に姦通もしくは虐待の宥恕または遺棄の終了をきたすことなく、和諧の効果をもたらす目的で、3カ月を越えない期間、同居を継続または回復することを許す規定を設けた。さらに、裁判所は和諧が合理的にみて可能であるとき、離婚または別居の手續を延期する権限を与えられている。改正法はまた、無効な婚姻より出生した子は、法律の施行（1961年9月15日）の前後を問うことなく、両親の嫡出子とみなされるものとする。

シンガポールによる立法の弱点の1つは、離婚が有責原理にもとづくとき、離婚請求に対する棄却事由が制度から取り除かれ、離婚が破綻原理にもとづく新しい制度の中に不十分に統合されたことである。かくして、一方において、共謀、訴訟遅延および原告自身の姦通または虐待は、別居を原因とする訴に適用されよう。他方において、和諧を目的として3カ月を越えない期間の同居を認める規定は、訴が別居を原因としており、しかも請求を認めることが原告の行為からみて公の利益に反すると思われる時、判決言渡を拒否すべき一般的な自由裁量の余地はなく、適用されない。

憲章のもとで婚姻が登録されているか、登録されたとみなされる時、または婚姻がそれを規定する法律のもとで、もしくはその婚姻が一夫一婦であることを予期して締結されたとき、離婚判決は裁判所によって言

渡されることができる。かくして、実際にシンガポールの裁判所は、当事者が、憲章が施行される日以前に、イスラム法以外のいずれかの法律、宗教、慣習または習俗のもとで有効に婚姻したか、または憲章が施行された後に、婚姻が一夫一婦であることを規定するか、それを予期する条例または法律の規定のもとで婚姻したとき、離婚判決を言渡すことができる。シンガポールの高等法院は、それゆえに、一夫多妻婚（イスラム教徒の婚姻以外の）でさえも、憲章が施行される以前に有効に締結された婚姻さえも解消する権限をもっている。それに加えて、憲章には、当事者がシンガポールに居住していることを要求するが、しかし手続を開始する直前の3年間、妻がシンガポールの居住者であり、しかも日常的に居住しているとき、裁判所に管轄権を与える規定がある。

婚姻取消判決は、婚姻が憲章のもとで登録されたか、登録されているとみなされるとき、または婚姻が一夫一婦であることを予期して規定する法律のもとで締結されたとき、裁判所により言渡されることができる。さらに加えて、判決が関係する婚姻はシンガポールにおいて挙式されたものでなければならない。無効原因は、以前の「婚姻法」(Divorce Ordinance)と同じであり、イギリスの規定に従っている。

別居または配偶者権回復の判決は、婚姻がシンガポールにおいて登録されたか、登録されているとみなされたとき、またはその婚姻が一夫一婦であることを規定するか、予期している法律のもとで締結されたとき、言渡されることができる。さらに加えて、両当事者は手続の開始されるとき、シンガポールに居住していることが必要とされる。裁判上の別居および配偶者権回復のための原因は、以前の離婚法と同じであり、イギリスの規定に従っている。

イスラム教徒のための規定は1966年の「イスラム法適用法典」(the Administration of Muslim Law Act)に用意されている。協議による離婚が許され、裁判官(Kathi)によって登録されることができる。すべての場合に請求は戒律裁判所(Shariah Court)にされなければな

らず、同裁判所は当事者を聴問し、イスラム法のもとで適切な判決または命令を言渡すであろう。裁判離婚の原因は広く、マーリキー学派 (Maliki School of Law)、インド、パキスタンおよびアラブ連邦共和国 (United Arab Republic) の立法のもとで認められる原因に従って、遺棄、扶養義務不履行および虐待を含んでいる。すべての離婚は登録することが要求される。1966年のイスラム法適用法典の規定は、当事者すべてがイスラム教徒であるか、または当事者がイスラム法の規定のもとで婚姻したとき、すべての訴訟および手続に適用する。戒律裁判所および高等法院それぞれの管轄権の間の争いの可能性は、1969年の「最高司法裁判所法」(the Supreme Court of Judicature Act) により減少された。すなわち、高等法院は、1966年の「イスラム法適用法典」のもとで構成された戒律裁判所の管轄権に属する民事手続を審理する権限をもたない。

西マレイシアにおいて1952年の「離婚法」(the Divorce Ordinance) は、一夫一婦婚にのみ適用される。裁判所に婚姻解消判決を言渡す管轄権を付与するためには、婚姻が一夫一婦であり、夫がマラヤ連邦内に住所をもっていることが証明されなければならない。しかも、手続を開始する直前の3年間、妻が連邦内の居住者であり、連邦内に日常的に居住していたとき、裁判所が判決を言渡すことができるようにする規定が設けられた。婚姻を解消するための原因は、イギリスに存在したそれと良く似ており、姦通、少くとも3年間の遺棄、虐待および精神異常を含んでいる。さらに加えて、妻は、夫が婚姻の挙式以降、強姦、男色、獣姦の罪を犯したか、他の女性と婚姻の形式を履行したとき、婚姻を解消してもらうことができる。裁判所は、婚姻が一夫一婦であり、判決の関連する婚姻が連邦内で挙式されたとき婚姻無効判決を言渡す権限をもっている。婚姻無効の原因は、イギリスに存在したそれと良く似ている。裁判所はまた、婚姻が一夫一婦であり、当事者双方が手続の開始時に連邦内に居住しているとき、裁判別居または配偶者権回復の判決を言渡す管

轄権をもっている。裁判別居および配偶者権回復の原因は、イギリスに存在したそれと同じである。

ペラク (Perak) に居住している中国人は、一夫一婦の婚姻の形式を有効に履行することができるかと判断されてきた。しかしながら、ペナン (Penang) の1940年の「キリスト教徒婚姻法」(the Christian Marriage Ordinance) は、そのもとでの、婚姻が一夫一婦であることを明白のべていないが、彼等が期待または意図している婚姻を始める当事者が一夫一婦であることを可能にする法律であり、それゆえに、この法律のもとで婚姻した中国人は、1952年の「離婚法」(the Divorce Ordinance) のもとで婚姻の解消を請求することができる (Dorot Yee Yeng Nam v. Lee Fah Kooi. 1956. 事件)。

イスラム教徒の婚姻の場合に、離婚は多くの州でイスラム法の適用を規定する立法の中に定められている。一般にこの規定はシャーフイーイ学派の制定した法律に従っている。協議離婚は許されるが、離婚もまた裁判官 (Kathi) の裁判所に請求することによって入手することができる。すべての離婚は登録することが要求される。最近のいくつかの立法では、離婚が裁判官によって登録される前に和諧を進めることが強調されている。シンガポールにおけるように、マリーキー学派 (Maliki School of Law) のもとで裁判別居のための拡大された原因を導入する企ては行われなかった。

中国人およびヒンズー教徒の場合には、慣習による離婚が認められる。中国人および大部分のヒンズー教徒の婚姻は一夫一婦ではなく婚姻が一夫一婦の場合にのみ管轄権をもつ裁判所の命令によって解消されることはできない。中国の慣習のもとでの離婚は、相互の合意または夫から妻に対する一方的な拒絶によることができる。そして、かかる離婚は、連邦の裁判所によって承認される。Harbajan Singh v. Public Prosecutor (1952) 事件において、セランゴールでは、シーク教徒の離婚は、習俗または慣習によるヒンズー法の変形として認められた。そして、かかる

離婚は高等法院において有効と認められよう。中国人、ヒンズー教徒および他の慣習による離婚の登録に関する規定は存在しない。

西マレイシアにおいて、中国人は、中国の慣習に従う婚姻を締結するか、一夫一婦婚を定める法律のもとでの婚姻を締結するか、いずれかを選択することができるが、たとえば「民事婚姻法」(the Civil Marriage Ordinance)のもとで一夫一婦の婚姻に入ることを選ぶとき、かかる婚姻は中国の慣習に従えば解消できないが、1952年の「離婚法」のもとでのみ可能である。(Soo Hai San v. Wong Sue Fong. 1961. 事件)。

サバにおいて、1963年の「離婚法」(the Divorce Ordinance)は一夫一婦婚にのみ適用される。婚姻解消、婚姻無効、裁判別居、配偶者権回復の判決およびそれぞれの原因は、西マレイシアのそれと同じである。ただし、サバにおいては、夫が他の女性と婚姻の形式を履行したことを理由として妻が訴を提起するための規定は存在しない。

サバにおいて、当事者がイスラム教徒であるとき、イスラム教徒の離婚が認められ、かかる離婚は登録される必要がある。原住民の慣習による離婚もまた認められる。原住民の慣習のもとでは、夫婦双方が離婚に関して平等の権利をもっている。夫または妻は、特別な理由の有無に関係なく、自由に他方を離婚することができる。部族の長への形式的な通知に先立って、特別な儀式は何も要求されない。

中国の慣習による離婚もまた、サバにおいて登録される。当事者は彼等の婚姻を合意にもとづいて解消することができるし、非常にしばしば「労働・福祉委員会」(the Commissioner of Labour and Welfare)を訪れ、当事者および証人が署名して、一種の「別居合意書」(separation agreement)を作成してもらう。

サラワクにおいて、1958年の「婚姻訴訟事件法」(the Matrimonial Causes Ordinance)は、婚姻を一生涯の自発的な結合、または他のすべての人々を排除する一男一女の婚姻が管轄権のある裁判所によって解消されるまでの自発的な結合と定義する。婚姻についてのイギリス法と

マレーシアとシンガポールにみる婚姻法の発展

矛盾するようなイスラムの法律または慣習，原住民の法律または慣習，中国の法律または慣習，ヒンズー教の法律または慣習および他の法律または慣習による婚姻には，適用されない。前示の法律のもとで，裁判所は婚姻無効，婚姻解消，裁判別居および配偶者権回復の判決を言渡すことができる。婚姻無効判決の原因は，西マレーシアのいくつかのものと良く似ている。「教会および民事婚姻法」(the Church and Civil Marriage Ordinance)の規定に従っていないか，またはかかる規定に従って挙式されなかったために婚姻が無効であったということ，それが挙式された地の法律により婚姻が無効であったということ，または婚姻が被告の不能もしくは故意の拒絶によって完成されなかったこと，などがその原因である。裁判所は，訴が提起されるときに夫がサラワクに住所をもっているならば，婚姻が解消できるものであるときはいつでも，婚姻無効判決を言渡すことができる。婚姻が当初より無効であるとき，裁判所は，婚姻がサラワクで挙式されたか，または訴が提起されたときに夫がサラワクに住所をもっているか，両当事者がサラワクに居住しているとき，管轄権をもっている，しかし，裁判所は，完全にまたは部分的にアジア人種である夫が2年またはそれ以上，サラワクに日常的に居住していたとき，夫または妻の訴にもとづいて，また他方，妻がサラワクに固有な人種に属しているか，婚姻がなければサラワクに住所をもっていたか，完全にまたは部分的にアジア人種である妻が2年またはそれ以上，サラワクに日常的に居住していたとき，妻の訴にもとづいて，判決を言渡すことができる。

婚姻解消の訴は，下記の原因のいずれかにもとづいて提起されることができる。すなわち，被告が

- ① 婚姻以降，姦通を犯していた
- ② 婚姻以降，男色を行っていた
- ③ 正当な理由なしに2年以上，原告を遺棄していた
- ④ 正当な理由なしに，原告および婚姻による18才未満の子を6カ月

以上、扶養しなかった

- ⑤ 裁判所の判決により、死亡したものとみなされた
- ⑥ 配偶者権回復の裁判所の判決に従わなかった
- ⑦ 婚姻以降、原告を虐待し、重大な肉体的、精神的苦痛を及ぼした
- ⑧ 精神病患者であり、訴の直前に少くとも3年間、精神病であった
- ⑨ 不治の大酒飲みである。すなわち、常習的に鎮静剤、麻酔剤、興奮性の薬品を使用し、その影響のもとで、またはその効力の結果として、いつでも、彼自身または他の人々に重大な損害や影響を蒙らせる危険性や原因が存在しており、彼自身の仕事を処理することができない
- ⑩ 5年以上の拘禁判決をうけている
- ⑪ 正当な理由なしに原告との性交を故意に拒否している
- ⑫ 原告に性病またはいやな病気をうつした
- ⑬ 婚姻のとき、性病で苦しんでいた
- ⑭ 婚姻のとき、原告以外の誰れかによって妊娠していた

最後の2つの原因、すなわち⑬および⑭の場合、裁判所は、原告が婚姻のとき、これらの事実を知らなかったこと、手続が婚姻の日から2年以内に開始されたこと、および主張した事実を原告が発見したのち、性交は行われなかったことについて満足しなければ、婚姻解消の判決を言渡さないものとする。

訴に対して抗弁が提起されるならば、裁判所は以下のいずれかの事情が認められるとき、婚姻解消の判決を言渡すことはできない。

- ① 訴が姦通または虐待を理由とする場合に、原告が姦通を宥恕したり、故意の無視もしくは不品行によって姦通を誘発したり、または虐待を宥恕したとき
- ② 訴が虐待を理由とする場合に、原告が婚姻以来、婚姻上の非行を犯していたとき
- ③ 訴が精神病または常習的飲酒を理由とする場合に、原告に精神病

マレーシアとシンガポールにみる婚姻法の発展

または常習的飲酒を誘発するような故意の無視または不品行の罪があったとき

④ 訴が性交の拒絶を理由とする場合に、被告が女性であれば18才以上、男性であれば16才以上のとき

⑤ 原告が訴を提起し、または罪を訴追するのが不当に遅延したとき
裁判所は、すべての事情を考慮して、判決を言渡すのが合理的と判断するとき、原告が婚姻上の非行を犯したという事実を理由に婚姻解消の判決を言渡すのを阻止されることはない。

配偶者は、婚姻が解消されるべきことを合理的かつ正当とする事情が生じたことを理由として、婚姻解消の判決を請求する訴を提起することができる。裁判所の見解によれば、婚姻が解消されるのを合理的かつ正当とする事情が発生したと満足するとき、裁判所は正当な条項のもとに、裁判所がそれを付けるのを適切と判断するような条件に従って、判決を言渡すことができる。かかる判決を言渡す前に、裁判所は、婚姻が解消されるとき、婚姻による子供または他方配偶者がいかなる利益をうけるかを考慮に入れるものとする。

Ong Kim Yong v. Teo Guan Hua (1959) 事件において、裁判別居が夫の訴は遺棄を理由とし、妻の反訴は虐待によっていたが、両方とも立証されなかった。ここでは婚姻による2人の子供がいたが、2人とも幼児であった。裁判所は裁量権を行使し、子供の利益を適切に考慮したのちに離婚判決を言渡した。ブリッグス判事は次のようにのべている。

“私の見解によれば、この事件はすべての事情を考慮し、私の自由意思にもとづいて離婚判決を言渡すべきであると思う。この婚姻は完全に破綻している。これに関しては疑問の余地があるが、しかしながら、目立つほどのものではない。当事者は彼等の行為により、和諧することが完全に不可能であることを示した。彼等は1950年という昔に婚姻したが、わずか18カ月位しか同居していなかった。最後に私は2人の

子供の立場について考えなければならない。両親の夫婦としての地位が安定することが彼等にとって利益であることはいうまでもない。現在のところ、そうはなっていない。当事者が離婚すれば、2つの家族が分れて生活し、満足のいく生活が可能である。このことは、子供にとって利益となろう。”

2人が互いに彼等の婚姻は解消されるべきであることを合意し、婚姻が民事当局（civil authority）の面前で挙式されたものであり、申立人はいずれもキリスト教徒でないことを告白するとき、彼等はそれに応じて共同の訴を提起することができ、裁判所はそれが適切と判断するとき、当事者双方が自由に合意しており、しかも婚姻による子供があれば、子供の扶養、世話および監護について適当な定めが行われていることに満足すれば、かかる婚姻を解消することができる。

婚姻を解消する判決を言渡す管轄権を裁判所に付与するため、訴が提起されているとき、原告がサラワクに住所をもっていることが示されなければならない。しかし、裁判所は、①夫または妻の訴にもとづく場合に、完全にまたは部分的にアジア人種である夫が2年以上、サラワクに日常的に居住していたとき、または、②妻の訴にもとづく場合に、妻がサラワクに固有な人種であるか、完全にまたは部分的にアジア人種であり、2年以上サラワクに日常的に居住していたとき、判決を言渡すことができる。

別居判決は、婚姻を解消する判決と同様の原因にもとづいて、同様の条件のもとで言渡されることができる。配偶者権回復の判決は、被告が合理的な原因なしに原告を遺棄したことにもとづいて、言渡されることができる。

イスラム教の離婚は、イスラム教徒にとって認められている。離婚はマレーの慣習によって変更されたシャフィイー学派の法律の規定に従って与えられる。すべての離婚は登録が要求され、争いのある場合には、生国の裁判所（native court）が判決を言渡すことができる。

原住民の慣習に従う離婚は、サラワクにおいても認められる。離婚の普通の形式は、①双方の合意による離婚、②一方当事者が罰金を支払うことによる離婚、③一方当事者による遺棄または不貞、④一時的な離婚または別居である。離婚判決は生国の裁判所によって言渡されることができる。

サラワクにおいて、婚姻訴訟事件法がこの法律は、「マホメットの法律または慣習、原住民の法律または慣習、中国の法律または慣習、イギリス法と矛盾する他の法律または慣習による婚姻」には適用されないと規定することにより、必然的な示唆として、離婚および婚姻訴訟事件に関する中国の慣習法を承認している。そして、それゆえに、裁判所は、かかる事件に中国の慣習法を適用する権限をもっている〔*Chan Bee Neo v. Ee Sioh choo*(1947) 事件〕と判示された。

Lin Kui Tze v. Lee Shoak Lin (1953) 事件において、高等法院は、中国の慣習に従って婚姻した人々に離婚判決を言渡す管轄権をもつと判示された。中国の慣習に従い、相互の合意によって離婚を達成することができる。他の原因にもとづいて訴が提起されるとき、裁判官はかかる原因が中国の慣習で認められているかどうかを決定するため、補佐役として1人または数人の適切な人の助力を求めることができる。*Chien Man Ong v. Wong Suok Ing* (1956) 事件において、高等法院は、当事者が中国の慣習に従って婚姻したとき、裁判別居の判決を言渡す管轄権をもつと判示された。

Thia whee Kiang v. Kueh Eng Seng (1955) 事件において、事実審裁判官は、和諧の可能性がないことを理由に婚姻を解消する判決を言渡した。控訴審において、原判決はウムマケス首席裁判官によって取消され、妻は許容できる証拠によって支持される立派な原因によるのでなければ、彼女の身分を奪われるべきでないと判示された。*Wong chu Ming v. Kho Lieng Hong* (1952) 事件において、離婚に関する中国の慣習法はサラワクで認められるが、離婚に関する中国の慣習的なしき

たりは、それを認めていないと判示された。どのような判決手続もなしに、新聞紙上に共同で宣言または通告することで離婚の努力があるような中国の慣習的なしきたりは、サラワクにおいて適用の余地はない。サラワクでは、すべて原住民以外の離婚は、高等法院の認めた手続により、それに従ってのみ可能である。離婚原因のうち、サラワクの裁判所において認められているのは、扶養義務不履行、虐待および遺棄である。

一夫多妻婚のすべての妻も、同様に法律の中で規定されている。西マレーシアにおける1957年の「既婚婦人法」(the Married Women Ordinance) は、イスラム教徒である既婚婦人の権利および義務の場合にのみ、夫婦の関係を支配するマレイのイスラム法の規定および慣習に従いながら、すべての既婚婦人に適用される。既婚婦人の権利に関わる1961年の女性憲章の規定は、1966年のイスラム法適用法典 (the Administration of Muslim Law Act) の規定が適用されるイスラム教徒である既婚婦人を除いて、すべての既婚婦人に適用される。イスラム法のもとにおいて、すべてのイスラム教徒の妻は平等な法律上の権利を与えられている。

扶養の問題についても同様に、西マレーシアの1950年の「既婚婦人・子供(扶養)法」[the Married Women and Children (Maintenance) Ordinance] およびシンガポールの1961年の女性憲章は、すべての既婚婦人および子供に適用される。同様に、西マレーシアの諸州およびシンガポールにおけるイスラム法の適用に関する立法は、すべての既婚婦人および彼等の子供の扶養の権利を定めている。

相続に関して、1958年の「遺産分配法」(the Distribution Ordinance) は、無遺言で死亡する人が彼の人事法により複数の妻をもつことが許され、複数の妻を残すとき、かかる妻たちは、無遺言死亡者が唯一人の妻を残したならば妻が権利をもつはずの分け前を、彼女たちの間に平等に分けるものとする。これはまた、西マレーシアの多くの州で適用されるように、無遺言に関するイスラム法のもとでの見解である。

サバにおいて、1960年の「無遺言相続法」(the Intestate Succession Ordinance)は、無遺言で死亡する人が彼の人事法により複数の妻をもつことが許され、複数の妻を残すとき、かかる妻たちは、無遺言死亡者が唯一人の妻を残したならば権利をもつ分け前を、彼女たちの間に平等に分けるものとするとして規定している。この法律は、生国の裁判所の管轄権に服する原住民またはイスラム教徒に適用しないが、その立場はかかる場合と同様である。

サラワクにおいて、「遺産管理法」(the Administration of Estate Ordinance)によれば、死亡者の不動産権の残金部分(residue)は、債務を支払ったのち、死亡者の意思に従って分配するか、または場合に応じて、承認された法律または慣習によって彼等が権利をもっている分け前を受益者(Beneficiaries)に分配するものとする。一夫多妻の婚姻形式の妻たちの間に差別はない。

シンガポールにおいて、1967年の「無遺言相続法」(the Intestate Succession Act)は、無遺言で死亡する人が複数の妻を残すとき、かかる妻たちは、無遺言死亡者が唯一人の妻を残したならば妻が権利をもつはずの分け前を、彼女たちの間に平等に分けるものとするとして規定している。この法律はイスラム教徒に適用しないが、その立場はかかる場合と同じである。1966年の「家族手当(Family provision)法」は、妻が複数の場合について明示の規定はないが、しかしすべての妻たちは、法律のもとで利益について平等の権利をもつであろう。

アフマド・イブラヒーム